



山形県公報

平成23年8月12日(金)
第2268号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……823
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………( 同 ) ……824
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森 林 課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……826
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……827
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……828
- 同……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報企画課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……829
- 同……………( 同 ) ……830
- 一般競争入札の公告……………(警 察 本 部) ……同

## 告 示

### 山形県告示第698号

平成23年4月県告示第344号(災害等による県税の納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日のうち、岩手県に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉾区税、固定資産税及び産業廃棄物税の納税者に係るもの(個人の事業税にあつては、申告を除く。)は、その期限が平成23年3月11日から同年9月29日までに到来するものについて、同月30日とする。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第699号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| ラブラドール共同生活介護事業所<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6 | 株式会社ラブラドール<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6 | 共同生活介護      | 平成23. 7. 28 |

## 山形県告示第700号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                   |                                | 変更年月日      |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------|
|                                | 変 更 前                         | 変 更 後                          |            |
| 特定非営利活動法人いなほ作業所<br>鶴岡市美咲町26番1号 | 特定非営利活動法人いなほ作業所<br>鶴岡市文園町1番8号 | 特定非営利活動法人いなほ作業所<br>鶴岡市美咲町26番1号 | 平成23. 8. 1 |

## 山形県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市白兔（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市白兔（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市白兔（次の図に示す部分に限る。）
    - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市白兔（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市白兔（次の図に示す部分に限る。）

- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市白兔（次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市勸進代（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市勸進代（次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市勸進代（次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市寺泉（次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市寺泉（次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市寺泉（次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市寺泉（次の図に示す部分に限る。）

- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉、長井市川原沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
長井市寺泉（次の図に示す部分に限る。）

- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長井市寺泉、長井市川原沢（次の図に示す部分に限る。）

- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第702号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                    |
|------------------------------------------|------|-----------------------------------|------------------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字小坂野4645番1から<br>同 字土合1591番23まで | 旧    | 35.0 <sup>メートル</sup><br>}<br>9.5  | <sup>メートル</sup><br>223 |
| 同 上                                      | 新    | 41.2 <sup>メートル</sup><br>}<br>19.0 | 同 上                    |

**山形県告示第703号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 平岡日当線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|-----------------------|----------|------|--------------------|---------|
| 最上郡金山町大字朴山字板橋野667番1から |          | 旧    | 21.0メートル           | 320メートル |
| 同                     | 631番18まで |      | 6.5                |         |
| 同                     | 上        | 新    | 21.0メートル<br>} 12.0 | 同上      |

## 山形県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|-------------------------|--------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字烏帽子ハゲ3586番から |              | 旧    | 12.4メートル           | 220メートル |
| 同                       | 字滝ノ沢3597番3まで |      | 4.2                |         |
| 同                       | 上            | 新    | 19.4メートル<br>} 12.0 | 同上      |

## 山形県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 稲沢下野明線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字下野明字中下堰南1754番3から  
同 525番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月12日

## 山形県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|---------------------|-----|------|--------------------|---------|
| 酒田市熊手島字道の上熊興屋122番から |     | 旧    | 17.6メートル           | 185メートル |
| 同                   | 上まで |      | 10.5               |         |
| 同                   | 上   | 新    | 19.4メートル<br>} 10.5 | 同上      |

**山形県告示第707号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市山元地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年8月8日から同年10月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路計画図作成）

**山形県告示第708号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市飛鳥地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年8月8日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路台帳図作成）

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県新基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成23年6月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 32,986,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年5月13日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 やまがた市民後見サポートセンター

(2) 代表者の氏名

今田 文男

(3) 主たる事務所の所在地

山形市大字七浦1245番地の6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して相互扶助の精神の下、高齢者及び障がい者等の地域社会に密着した権利擁護に関する事業を行い、高齢化社会・障がい者を取り巻く環境等諸問題への理解を深め、本人の基本的人権を尊重し、社会に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成23年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場山形本店  
天童市大字山元字藤田1019番1外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名  |
|------------|----------------|---------|
| トステムビバ株式会社 | 埼玉県上尾市上298番地の1 | 豆 成 勝 博 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株式会社L I X I Lビバ | 埼玉県上尾市上298番地の1 | 豆 成 勝 博 |

3 変更年月日

平成23年4月1日

4 届出年月日

平成23年7月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年12月12日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成23年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄新町ショッピングセンター

新庄市新町581番地1号外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| トステムビバ株式会社  | 埼玉県上尾市上298番地の1     | 豆 成 勝 博 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 | 小 倉 利 之 |

（変更後）

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県上尾市上298番地の1     | 豆 成 勝 博 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 | 小 倉 利 之 |

3 変更年月日

平成23年4月1日

4 届出年月日

平成23年7月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年12月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放置駐車違反管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成23年9月21日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 放置駐車違反管理システム機器の賃貸借及び保守サービス

一式

- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで
- (4) 納入期限 入札説明書による。
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に係る総額の金額のうち4箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち4箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) これまでに、山形県又は他都道府県において、放置駐車違反管理業務に必要な業務管理システムの導入及び運用保守に関する実績があること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (6) 当該賃貸物品に対し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 提供される役務が2の(2)の基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課 電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに技術審査資料として提出する書類（以下「申請書等」という。）を平成23年8月26日（金）午後4時

までに山形県警察本部交通部交通指導課に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された技術審査資料については、2の(1)の物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該技術審査資料を提出した者は、この入札に参加できない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Illegal Parking Management System: 1set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. september 21th, 2011
- (3) Contact point for the notice: Traffic Enforcement Section, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023-626-0110